

令和8年度 大淀町障害者相談支援業務の委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和8年度 大淀町障害者相談支援業務の委託に係る公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 業務の概要

業務概要は以下のとおりとする。

(1) 業務名

令和8年度 大淀町障害者相談支援業務

(2) 業務内容

障害者相談支援業務の内容は、令和8年度 大淀町障害者相談支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

前受託者からの業務引継ぎ期間は令和8年4月1日から令和8年6月30日までとする。

※業務引継ぎにかかる事業費（委託料）は契約委託料の3ヵ月分とする。

(4) 業務目的

障害のある人の生活や福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、福祉サービス等の利用を支援するとともに、権利擁護のために必要な援助を実施し、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための相談支援を目的とする。

(5) 事業費（委託料）の限度額

金2,531,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結にかかる上限額とする。

※委託料の支払いは、年2回（上期1回、下期1回）とする。

3. プロポーザルの日程

このプロポーザルの日程は、次のとおりとする。

内容	日程（案）
公告	令和8年2月12日（木）
質問書提出期限	令和8年2月19日（木）
質問書回答日	令和8年2月25日（水）
参加表明書等提出期限	令和8年2月27日（金）
参加資格審査結果通知	令和8年3月3日（火）
提案書類等提出期限	令和8年3月13日（金）
選定委員会開催	令和8年3月17日（火）
審査結果通知	令和8年3月23日（月）

4. プロポーザルの審査（受託者の選定）

受託者の選定は、大淀町障害者相談支援業務の委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の規定により設置される審査委員会において、厳正かつ公平公正に行う。

5. 書類の提出先及び問い合わせ先

このプロポーザルに係る書類の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおりとする。

大淀町 住民福祉部 福祉介護課 福祉係

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地

TEL: 0747-52-5513 (直通)

FAX: 0747-52-5505

E-mail: fukushikaigo@town.oyodo.lg.jp

大淀町ホームページ: <http://www.town.oyodo.lg.jp/>

6. プロポーザルへの参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度大淀町競争入札参加資格審査に申請済みであり、かつ令和8・9年度大淀町競争入札参加資格者名簿に登録される見込みである者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者。
- (3) 令和8年2月12日時点及びその後契約締結までの間において奈良県又は大淀町において入札参加資格停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に

による更生手続開始の申立てを含む。) をしていない者又は申立てを成されていない者。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者。

(7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 次の障害福祉事業のいずれかの事業指定を受ける者。

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受ける者。
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受ける者。
③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受ける者。

(9) 次の障害福祉事業のいずれかの事業実績のある者。

①令和5年度から令和7年度の期間において、地方公共団体の相談支援事業の実績（実施中のものを含む。）を有している者。

②令和5年度から令和7年度の期間において、上記（8）に規定する事業の実績（実施中のものを含む。）を有している者。

7. プロポーザルに係る交付資料

このプロポーザルを行うにあたり、以下のとおり各種様式及び資料を交付する。

（1）交付様式及び資料

- ・公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ・業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）
- ・会社概要（様式3）
- ・従事専門職の概要（様式4）
- ・業務実績調書（様式5）
- ・担当者（専門職）調書（様式6）
- ・管理責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
- ・令和7年度 大淀町障害者相談支援業務等実績

（2）交付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月19日（木）まで

ただし、大淀町役場の開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時ま

でに限る。

(3) 交付場所

書類の提出先及び問い合わせ先 に同じ。

(大淀町ホームページでダウンロードも可能。)

8. 参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書等を以下のとおり町長に提出する。

なお、提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・障害福祉事業の指定通知の写し
- ・障害福祉事業の実績を証明するもの（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年2月12日（木）から令和8年2月27日（金）までとする。

(3) 提出方法

持参

ただし、大淀町役場の開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までに限る。

郵送（書留郵便によるもので、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090

大淀町 住民福祉部 福祉介護課 福祉係

(5) プロポーザルの参加資格の確認及びその結果の通知

このプロポーザルへの参加資格の確認は、受付期間の最終日をもって実施し、その結果は、令和8年3月3日（火）に通知する。

なお、プロポーザルの参加資格の確認の結果、参加資格がないと認められた参加希望者者は、その理由について説明を求めることができる。

この場合、令和8年3月5日（木）17時までにその旨を記載した書面（任意様式）を上記（4）の提出先に提出すること。

※参加資格がない場合の説明の回答は、個別に回答する。

9. 参加資格の喪失

参加表明書等を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

(1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

(2) 本手続きの期間中に、6. プロポーザルへの参加資格に掲げる要件に該当しなくなったとき。

10. 企画提案書の手続き・質疑応答等

プロポーザルや仕様書等に係る質問は、所定の質問書（様式8）を用い、FAXにて送付すること。

（持参不可。また、電話により必ず到着したか確認すること。）

① 提出期限 令和8年2月19日（木）午後5時までとする。（必着）

② 提出先 FAX：0747-52-5505

「大淀町 住民福祉部 福祉介護課 福祉係」宛

③ 回 答 受け付けた質問事項は集約し、令和8年2月25日（水）

午後5時までに参加事業者全員に、FAXにて回答します。

11. 企画提案書等の作成・提出について

参加事業者は、以下のとおり企画提案書等を作成し、以下により町長に提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

提出書類	作成上の留意点	提出部数
企画提案書【表紙】 (様式2)	・代表取締役、営業所長等の代表者印を押印すること。 ・企画提案の内容については、任意の様式によりA4用紙片面5枚以内にまとめるこ	(正) 1部 (副) 4部
様式3～様式7	・各様式とも右上に「商号又は名称」欄について (正) 1部についてのみ記載し、(副) 4部については、記載しないこと。	(正) 1部 (副) 4部 ※ただしマニュアル・契約書・仕様書の写し等の添付については1部のみで可能とする。
・見積書	・消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。 ・様式は任意とする。	(正) 1部

注（1）その他の添付書類（1部）

①定款【写し】

②法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）【原本】

※提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。

③直近3年間決算期における財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書など）

※その他、審査及び業務に必要な要件・証明書を明記すること。

（2）提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限後に到着した企画提案書等については無効とする。

（3）提出方法 持参

ただし、大淀町役場の開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までに限る。

郵送（書留郵便によるもので、提出期限までに必着のこと。）

※参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（4）提出先 〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090
大淀町 住民福祉部 福祉介護課 福祉係

（5）その他 提出後の企画提案書等について、修正又は変更は一切認めない。

提出された書類は返却不可とする。

当該書類の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した一切の費用については、参加事業者の負担とする。

12. 企画提案書等の審査及び選定

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

（1）第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等については、選定審査会において審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年3月16日（月）

（2）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年3月17日（火）

（3）結果

審査結果は、審査及び選定の終了後速やかに、企画提案書を提出した参加事業者にFAXで令和8年3月23日（月）午後5時までに通知する。

※原本は後日郵送する。

13. 契約の締結

本町が選定した受注候補者と協議を行い、大淀町契約規則に基づき、本業務の委託契約を締結する。

その際、企画提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映する。

ただし、本業務の目的達成のために必要な範囲において、本町と受注候補者との協議により、契約締結段階において業務項目の追加、変更、削除を行なえるものとする。

したがって、受注候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではないことに留意すること。

また、契約に向けた協議の開始時において令和8・9年度大淀町競争入札参加資格者名簿に登録されていないとき、または契約に向けた協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた参加事業者のうち、順位が上位の者から順に契約締結に向

けた協議を行なうこととする。

14. その他の留意事項

(1) 「参加表明」の後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとし、提出方法は以下のとおりとする。

なお、この手続きにより辞退した者については、これを理由として以降の入札や契約等において不利益な取扱いを受けるものではない。

・辞退届を持参により提出する。

・辞退届を企画提案書等の提出期限までに「書留郵便」により郵送する。

また、提出期限までに企画提案書等の提出がなかった場合においても、棄権したものとみなす。

(2) 適正なプロポーザルによる選定が行なえないと認められる場合や、町にやむを得ない事情が生じたときは、手続き等を延期し、中止又は取消がある。

この場合においても、本町は損害賠償を行わない。

(3) 各種提出書類等の作成・提出等、このプロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加する事業者の負担とする。

(4) 提出された各種提出書類等は返却不可とする。

(5) 各種提出書類等の著作権は参加事業者に帰属する。

ただし、本町がこのプロポーザルの結果報告や公表等のために必要な場合は、各種提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(6) このプロポーザルの結果公表については、受注候補者決定の翌日から「大淀町 住民福祉部 福祉介護課」において選考結果のみを閲覧に供する。

(7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、大淀町情報公開条例（平成12年12月条例第24号）に基づき各種提出書類等の公開について判断する。

(8) 契約の不締結

審査及び選定の終了後、契約締結までの間に、以下のいずれかに該当する場合は、契約を締結しないものとし、また、契約締結後については、契約を解除することがある。

① 9. 参加資格の喪失（1）から（2）のいずれかに該当する場合。

② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。

③ 奈良県又は大淀町において入札参加資格停止措置を受けた場合。

④ 破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなす。

- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合。
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続き開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなす。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（福祉サービス等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）において、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等に当たり、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (ク) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) その他詳細や定めのない事項については、地方自治法、大淀町契約規則、その他関係法令によるものとします。

(別紙)

令和 8 年度 大淀町障害者相談支援業務の委託に
係る公募型プロポーザル評価基準表

評価項目	評価基準	配点	得点				
			優	良	普通	やや劣	劣
法人の概要	相談支援事業を適切に履行できる実績があるか。また、知識・ノウハウを生かすことが期待できるか。	10	10	8	6	4	2
参加資格	要領6. (8)に規定される事業指定を全て有する場合は10点、2有する場合は5点とする。	10	10	5			
運営方針について	専門資格を有する職員等を適切に配置できる態勢は整っているか。	5	5	4	3	2	1
	主任相談支援員の配置の有無。 2名以上は5点、1名以上は2点とする	5	5	2			
	苦情に対して迅速な対応、処理を行うと共に、対応の振り返りや業務の是正が期待できるか。	5	5	4	3	2	1
	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	5	5	4	3	2	1
	欠員が生じた場合の体制が整備されているか。	5	5	4	3	2	1
	社会状況の変化やニーズの多様化に常に対応する姿勢を持ち、今後の事業展開に具体性があるか。	10	10	8	6	4	2
事業内容	地域の関係団体や支援団体と連携し、課題解決のためのネットワークを確立することができるか。	10	10	8	6	4	2
	個人情報保護、守秘義務の正しい取扱いができるか。情報セキュリティの管理体制は整っているか。	5	5	4	3	2	1
	BCP計画	BCP計画の内容が適切かつ実現性があるか。	5	5	4	3	2
特定のテーマ	対応方法は適切か。また、企画提案書及び提案説明の内容と支援方針に矛盾が無いか。	10	10	8	6	4	2
提案価格	予算額の75%未満は15点、85%未満は7点、95%未満は3点とする。	15	15	7	3		
評価点合計		100	点				